## 平成28年熊本地震による被災企業への東証の対応方針

### 対応の 基本方針

地震により経営に打撃を受けた上場会社及び上場候補会社の上場廃止や上場審査において 柔軟な対応を実施

#### 上場会社を対象とした取組み

#### 【上場廃止に関する柔軟な対応】

- ✓ 「債務超過」: 債務超過は1年以内に解消しなければ上場廃止 ⇒ 地震による特別損失が原因の債務超過は2年以内の解消で可
- ✓ 「業績」:5年連続で営業利益・営業キャッシュフローが赤字は上場廃止 ⇒ 地震による特別損失が原因の営業キャッシュフローの赤字は5年のカウントの対象外
- ✓ 「有報提出遅延」: 法定提出期限までに有価証券報告書を提出しなければ上場廃止 ⇒ 特定非常災害指定により延長された期限までの提出で可

#### 【参考:既に周知済みの対応】

- ✓ 「決算発表・業績予想の開示時期」:速やかな開示が必要 ⇒地震による開示の遅延は可
- ✓ 「**監査意見」:** 「意見不表明」は上場廃止 ⇒ 地震による意見不表明は対象外
- ✓ 「事業活動の停止」: 事業活動の停止は上場廃止 ⇒ 地震による一時的な事業活動の停止は対象外

#### 上場候補会社を対象とした取組み

#### 【上場審査に関する柔軟な対応】

- ✓ 「**監査意見」:** 直前事業年度の監査意見は「無限 定適正意見」が必要 ⇒ 地震による「限定付適 正意見」も可
- ✓ 「企業の継続性及び収益性等」:安定的に利益計 上できることを審査 ⇒ 地震による一時的な業 績悪化は排除して審査
- ✓ 「内部管理体制の有効性等」: 内部管理体制が機能していることを審査 ⇒ 地震による一時的な機能不全は排除して審査

#### 【上場審査料の免除】

✓ 「再申請料の免除」: 上場承認に至らず再申請する場合は再申請料が必要 ⇒ 地震により上場承認に至らず再申請する場合は免除(3年以内)

# 時期

具体的な

容内心仗

#### 直ちに制度整備を行い、可及的速やかに実施